

# 服装容儀基準

## 1 服装の一般規定

- (1) 登下校に際しては、教科書等の入る鞆を必ず携帯する。
- (2) 通学用靴は黒・濃紺・茶の革靴または運動靴とする。運動靴は白でもよい。その他ブーツ等の流行靴は許可しない。
- (3) 指定のベスト（白）・セーター（紺）を着用してもよい。ただし、冬季は上着を必ず着用する。
- (4) コート・マフラー・手袋は派手（華美）でないものを着用すること。なお、校舎内では使用しない。
- (5) 頭髪について
  - ① 頭髪は端正であること。
  - ② パーマ等、特に変わった髪型はしない。
  - ③ 髪を茶色く染めたり、脱色したりしない。
  - ④ 病気等特別な事情がある場合を除き、かつら・エクステンション等の装着は許可しない。

## 2 第1標準制服（男子を基準とする）

- (1) 制服上衣  
学校指定の紺のつめ襟制服とし、個々の体型に合ったサイズとする。
- (2) ズボン
  - ① 学校指定のズボンとする。
  - ② 丈は、くるぶしより下にする。
  - ③ 夏用（希望購入）も同様とする。
- (3) シャツ
  - ① 白（無地）の長袖または半袖ワイシャツとする。
  - ② ワイシャツの裾はズボンの中にきちんと入れて着用する。
- (4) ベルト  
黒・茶・濃紺系の無地のものを使用する。
- (5) 靴 下  
派手（華美）でない靴下を着用する。

### 3 第2標準制服（女子を基準とする）

#### (1) 制服上衣

学校指定の紺のブレザー型ジャケットとし、個々の体型に合ったサイズとする。

#### (2) スカート

① 学校指定のスカートとし、丈は膝の皿内とする。

② 夏用（希望購入）も同様とする。

③ 女子スラックス（指定）を認める。（希望購入）

#### (3) シャツ

① 学校指定のボタンダウンシャツとする。

② 学校指定の半袖ボタンダウンシャツ（希望購入）を着用してもよい。

③ ボタンダウンシャツの裾はスカート（スラックス）の中にきちんと入れて着用する。

#### (4) リボン

式典の際は必ず着用する。

#### (5) 靴 下

① 派手（華美）でない靴下を着用する。

② 無地の黒・濃紺・肌色のストッキングを着用してもよい。

### 4 その他

(1) 制服を変形した場合は、ただちに新しい物を購入し、変形した制服は卒業時まで学校預かりとする。

(2) やむを得ず異装する場合は、異装届に保護者がその理由を記入し、クラス担任を経て生徒指導部に提出し、許可を得る。

(3) 著しい頭髪違反や化粧等については、帰宅し直してから登校することとする。その場合は「特別指導中（黄色）のカード」を使用する。

(4) 始業時間から終業時間まで、体育の時間以外に校内ではジャージ等の体育着は着用しない。（授業中は原則、制服のみの着用とする。）

(5) 装飾品（ピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット・カラーコンタクト等）は持込及び使用を禁止する。